平成２１年（フ）第３２号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神94番地
債務者　堀　　和子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１６８号
山口県光市中島田１丁目17番１号
債務者　川津　恭裕
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１７８号
山口県周南市大字呼坂1006番地の113、住民票上住所山口県下松市大字西豊井541番地10
債務者　石田　芳浩
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５４号
愛知県知立市西中町北吹戸50―１　きまぐれ貴族大使館内、住民票上の住所青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿146番地１　上野団地Ｂ12―１号
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第９３２号
東京都東村山市野口町３丁目３番地12喜楽荘Ｂ―４
債務者　笠井　　健
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６３４５号
東京都八王子市大谷町70　市営住宅大谷団地16―101
債務者　松下　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３４６号
東京都足立区西新井栄町１丁目４―11―201
債務者　大西　健次
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９５１号
東京都町田市小川４丁目14番地23桂ハイム102
債務者　大西　和弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４４５号
青森市大字細越字栄山18番地３
債務者　木立　初枝
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
愛知県豊川市幸町125番地　宮地荘
債務者　宮地　敏春
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９６４号
横浜市金沢区六浦南２丁目28番５号　クリフサイド六浦102号
債務者　神取　正司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９５号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目１番15―601号
債務者　片寄　倫子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１３７号
神奈川県大和市柳橋２丁目5054番地８　椿ハイツ202
債務者　チネン　パス　フリオ　アレクサンダー
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５３号
横浜市中区山田町８番地１　フロール山田町第３―1007号室
債務者　本間由佳理
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５６号
横浜市金沢区能見台東13番１―325号
債務者　田上　英夫
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部